

# Legal Networks

September

9

## 新型コロナウイルスに関する企業の対応について

コロナウイルスの収束が見えない中、近頃は若い世代の無症状による感染が目立ってきました。抗体検査・PCR検査が増えてきているとはいえ、無症状の場合はホテルでの隔離や入院ではなくその家族も共に自宅待機というのが現在の政府の対応です。今回のニュースレターでは、労務担当者は知っておきたいコロナに関する従業員に対する企業の休業対応法について厚労省が出しているQ&Aからご紹介したいと思います。

### その1．新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただくようお願いいたします。

休業期間中の賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

また、労働基準法においては、平均賃金の100分の60までを支払うことが義務付けられていますが、労働者がより安心して休むことができるよう、就業規則等により各企業において、100分の60を超えて（例えば100分の100）を支払うことを定めていただくことが望ましいものです。なお、休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。

不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは...

その原因が事業の外部より発生した事故であること  
事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること  
上記2つの要件を満たすものでなければならぬと解されています。例えば、在宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

### その2．労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者にご確認ください。

### その3．労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいても、休業手当の支払いは必要ですか。

会社を休んでいただくよう呼びかけをさせていただいているところですが、新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。



抜粋：「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）厚労省HPより

\*\*\*\*\*

## 雇用調整助成金の手続き延長について

8月26日、政府は従業員に休業手当を支払った企業に対する雇用調整助成金に関し、新型コロナウイルス拡大に伴う特例措置の期限を9月末から12月末の延長する方針を固めました。

現在の助成額と上限額を維持する方針で休業手当が支払われない労働者に賃金の8割を補償する休業支援金・給付金の期限も9月末から3か月間伸ばします。雇用情勢悪化を踏まえ、失業者の増加を防ぐのが狙いのようです。

政府は財源のめどが立ったため延長するものの、雇用調整助成金は来年1月から段階的に縮小する方向で調整しているようです。

## 9月の労務スケジュール

労務	～ 9/30	8月分社会保険料納付
労務	～ 9/10	8月分源泉徴収税額・住民税の納付
労務		算定基礎届にて決定の標準報酬月額等級に改定



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-34-13 第1貝塚ビル302

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>  
TEL:03-6709-8919